

自己資本の充実の状況等

（注）平成26年金融庁告示第7号（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項）に基づいて記載しております。各項目に、その条文番号を示しております。

●自己資本の構成に関する開示事項（連結）（第12条第2項）

（単位：百万円）

項 目	平成27年3月31日		平成28年3月31日	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	91,383		100,657	
うち、資本金及び資本剰余金の額	64,187		64,181	
うち、利益剰余金の額	28,533		37,660	
うち、自己株式の額（△）	572		513	
うち、社外流出予定額（△）	765		671	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△136		△663	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	△136		△663	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	196		204	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,166		3,360	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,166		3,360	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	18,000		9,600	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,557		1,265	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,807		1,792	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 114,975		116,217	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	733	2,934	1,449	2,173
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	733	2,934	1,449	2,173
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	681	—	404	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 1,414		1,853	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 113,560		114,364	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,120,612		1,130,713	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,325		1,407	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	2,934		2,173	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	△608		△766	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	67,263		70,324	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,187,875		1,201,038	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.56%		9.52%	

資料編 (自己資本の充実の状況等)

資料編 (自己資本の充実の状況等)

●自己資本の構成に関する開示事項 (単体) (第10条第2項)

(単位:百万円)

項 目	平成27年3月31日		平成28年3月31日	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	87,111		91,106	
うち、資本金及び資本剰余金の額	64,127		64,127	
うち、利益剰余金の額	24,317		28,159	
うち、自己株式の額 (△)	572		513	
うち、社外流出予定額 (△)	760		666	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	196		204	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,574		2,362	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,574		2,362	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	18,000		9,600	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,557		1,265	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	108,441		104,539	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	709	2,839	1,379	2,068
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	709	2,839	1,379	2,068
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	681	—	404	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	227	910	491	737
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,618		2,275	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	106,822		102,264	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,103,558		1,103,824	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,752		2,040	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2,839		2,068	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	910		737	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	△997		△766	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	63,545		64,760	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,167,103		1,168,584	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.15%		8.75%	

●連結の範囲に関する事項（第12条第3項第1号）

- イ、自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第5条に基づき連結の範囲（以下、「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因
- 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。
- ロ、連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容
- 連結グループに属する連結子会社は7社です。

名称	主要な業務の内容
りゅうぎんビジネスサービス株式会社	現金精査整理
りゅうぎんオフィスサービス株式会社	事務代行
株式会社りゅうぎん総合研究所	産業、経済、金融に関する調査研究
株式会社りゅうぎんディーシー	クレジットカード
りゅうぎん保証株式会社	信用保証
株式会社OCS	クレジットカード
株式会社琉球リース	リース

- ハ、自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容
- 該当ありません。
- 二、連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容
- 該当ありません。
- ホ、連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要
- 連結グループ内の資金および自己資本の移動については、特段の制限等を設けておりませんが、グループ内の会社において法令等に基づく適切な自己資本が確保されるよう留意することはもちろん、業務の健全かつ適切な運営を損なうものとならぬよう、また支払能力、流動性、収益性に悪影響をおよぼさないよう、適切性について十分考慮した上で行っております。

●自己資本調達手段（その額の全部または一部が、自己資本比率告示第25条もしくは第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要（第10条第3項第1号、第12条第3項第2号）

連結、単体ともに以下の通りです。
自己資本調達手段（平成28年3月31日）

自己資本調達手段	概要
普通株式（38百万株）	完全議決権株式 ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：54,127百万円
期限付劣後社債	・発行主体：株式会社琉球銀行 ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,600百万円 ・利率：0.76% ・償還期限：平成35年10月30日 期間10年（期日一括返済）。但し、5年目以降に、金融庁の承認を条件に期限前償還が可能。
第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付） (12,000百万円)	

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第10条第3項第2号、第12条第3項第3号）

当行では自己資本の充実度に関する評価基準として、次の基準を採用しております。

- ・自己資本比率
- ・自己資本に対する繰延税金資産の割合
- ・オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額
- ・早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量および「信用集中リスク」量

また、自己資本と信用リスク・市場関連リスク・オペレーショナルリスク等の銀行業務で必要とされる所要リスク量を対比し、自己資本の充実度の評価を行っております。

連結子会社につきましては、グループ全体の経営効率化や収益力の強化ならびに信用リスク等の管理を目的とした「りゅうぎんグループ統括要綱」に基づき、適正な業務運営に努めております。

特に従属業務以外を営む連結子会社につきましては、定期的に財務・収益状況等の報告を求め分析し、当該子会社の状況および課題を踏まえた上で、自己資本の充実度が同業界平均等に比較して適正なものとなっているか検討・評価しております。

●信用リスクに関する事項（第10条第3項第3号、第12条第3項第4号）

イ、リスク管理の方針および手続きの概要

当行の信用リスク管理態勢は、営業部門から独立し与信判断を行い、銀行全体の信用リスクを管理する審査部、市場部門の信用リスクテイクや信用リスク管理を行う証券国際部、与信監査部門として資産の自己査定を監査するリスク統括部の相互牽制態勢から成っております。

信用リスクのうち集中リスクについては、取締役会の定めた「融資運用方針」や「信用リスク管理方針」により特定の業種・企業・グループへの与信の集中を排除しており、融資運用方針の遵守状況を定期的に取締役会が確認しております。

融資などから生ずる信用リスクの全体的な把握については、信用格付ごとの倒産確率や債権ごとの保全状況に応じた信用リスクを定量化し、リスクの分布状況を把握・分析しております。

市場取引にかかる信用リスク管理は、おもに公正な第三者機関である外部格付機関の評価を用い、格付ランクに応じた取引限度額を設定・遵守することでリスク管理を徹底しております。

連結子会社につきましては、各社の内部規程に従い信用リスクを管理しております。また、半期に一度各社の自己資産査定の内容を監査し、過度な信用リスクテイクや信用リスクが顕在化していないか確認を行っております。

（貸倒引当金の計上基準）

当行の与信関連資産の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破綻先（注1）および実質破綻先（注2）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額（注3）について、個別貸倒引当金を計上するか、もしくは部分直接償却（注4）を実施しております。

破綻懸念先（注5）の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、損失の発生が見込まれる額について個別貸倒引当金を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき一般貸倒引当金を計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店および本部営業関連部門において一次査定を実施し、本部貸出承認部門において二次査定を実施した上で、営業関連部門から独立した資産監査部門が査定結果の適切性を検証した後、上記の引当を行っております。

（注）1. 破綻先とは、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者をいい、具体的には、破産、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいいます。

2. 実質破綻先とは、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者と同等の状況にある債務者をいいます。

3. 以下については、個別貸倒引当金を計上しており、それ以外は部分直接償却を実施しております。

・担保の評価額と処分可能見込額との差額に相当する残額

・会社更生法、民事再生法等の規定による更生手続申立先に対する債権額から、担保の処分可能見込額および保証等による回収見込額を控除した残額

・貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返の債権額から、担保の処分可能見込額および保証等による回収見込額を控除した残額

4. 部分直接償却とは、貸倒償却として債権額を帳簿価額から直接減額することをいい、その金額は4,777百万円であります。

5. 破綻懸念先とは、現在は経営破綻の状態にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。

連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績率や個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

ロ、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称およびエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるために複数の格付機関等を利用することが適正との判断に基づき、R&I社、JCR社、Moody's社、S&P社の4社の格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに格付機関の使い分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要（第10条第3項第4号、第12条第3項第5号）

（信用リスク削減手法とは）

当行では信用リスクを削減するために、融資や市場性取引に際しては、主に不動産・国債等債券・株式・預金等の担保、信用保証協会・保証会社・第三者保証人等による保証、担保に徴求していない預金との相殺等信用リスクを削減しております。

連結子会社においては、カード関連事業や小口の消費者向けローンなどの小口分散効果により信用リスクが削減されている融資・保証業務は無担保で取扱っておりますが、住宅ローンや比較的金額の大きな消費性資金等は資金使途に応じた適切な担保を徴求しております。

金融庁告示第19号に基づく自己資本比率算出上は、信用リスク削減手法として包括的手法を採用しており、適格金融資産担保として預金ならびに国債を、当行関連保証会社を除く保証会社の保証や国・地方公共団体による保証などを信用リスク削減手法として採用しております。

連結子会社においても同様に算出しております。

（方針および手続き）

当行では、担保の管理において不動産、国債等債券、株式、預金等それぞれについて業務規程に則り、評価および管理しております。担保は、業務規程に則り担保に適切な掛目を乗じた上で担保評価しており、規程に基づき定期的に評価の見直しを図っております。また、担保評価の掛目についても、規程に基づき定期的にその適切性を検証しております。

保証により保全されている融資等は、国・地方公共団体の保証や政府関係機関による保証、保証協会保証等については日本政府と同様の信用力評価としております。その他の保証会社については、規程に基づき保証会社の財務情報や定性情報により保証能力を判定の上、リスク削減手法として採用しております。

融資等と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座含む）登録のない定期預金を対象としております。

連結子会社においても、それぞれの規程に則り担保を管理しており、信用リスクの削減に努めております。

（信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中）

当行ならびに連結子会社において、信用リスク削減手法の提供者が特定先に集中することや適格金融資産担保が同一銘柄に集中することはありません。

資料編 (自己資本の充実の状況等)

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要 (第10条第3項第5号、第12条第3項第6号)

当行は派生商品取引として金利スワップと為替予約を行っております。金利スワップは貸出や預金のヘッジ手段に限定しております。信用リスク算出は、証券国際部にて半期ごとにカレント・エクスポージャー方式で行いリスク統括部へ報告しております。

金利スワップ取引についてはCSA契約に基づき相手方へ担保差入を行っており、当行の信用状態が悪化した場合、取引を中止して差入担保と当行への与信相当額が相殺される可能性があります。

また差入担保に関しては、差入先の信用リスクを算出し与信相当額を自己資本計算に算入しております。なお、当行では派生商品取引に係る保金や引当の算出は行っておりません。

長期決済期間取引については、該当ありません。

連結子会社については、該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項 (第10条第3項第6号、第12条第3項第7号)

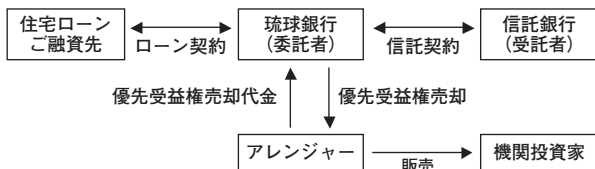
イ. リスク管理の方針およびリスク特性の概要

オリジネーターとしての証券化取引 (取引の内容)

当行は平成18年3月期に住宅ローン債権を証券化しており、オリジネーターおよびサービサーとして証券化取引に関与しております。これは、資金調達手段の多様化を図るとともに、住宅ローンの売却代金を事業性融資等に振り向け、資産の一部入れ替えを図るものです。また、住宅ローンの将来金利リスクの回避や、新たなローン商品の開発・提供などのために証券化ノウハウを蓄積する目的もあります。

具体的な仕組みは、下記証券化スキーム図の通りです。

《証券化スキーム図》



(取引に対する取組方針)

当行は、新規の証券化または再証券化の予定はありません。

(取引に係るリスクの内容)

当行が保有する劣後受益権に関連し信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。

また、証券化した住宅ローンの債権プールのプライベイト率およびデフォルト率等の変化により劣後受益権の時価が変動するリスクを有しておりますが、各々の実績について、受託者である信託銀行からの月次報告書によりモニタリングを実施しております。

投資家としての証券化取引

(取引の内容)

当行は、住宅ローン債権を裏付けとした証券化商品への投資を行っております。

(取引に対する取組方針)

再証券化商品への投資の予定はありません。

(取引に係るリスクの内容)

当行が投資家として保有する証券化商品は信用リスクおよび金利リスクを有しておりますが、これらは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

(取引に係るリスク管理体制)

当行が投資家として行う証券化取引については、他の有価証券等と同じ枠組みの中でリスク管理を行っております。また、それぞれの実績については事後的モニタリングを実施しております。

ロ. 証券化取引における格付の利用に関する基準に規定されている体制の整備およびその運用状況の概要

当行は、外部格付の利用に係るモニタリング体制を「証券化商品のモニタリングマニュアル」に定め、包括的なリスク特性に係る情報や、裏付資産について包括的なリスク特性およびパフォーマンスに係る情報および証券化取引の構造上の特性等について、受託者である信託銀行からの月次報告書によりモニタリングを実施しております。

ハ. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる予定はありません。

二. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「標準的手法」を採用しております。

ホ. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

該当ありません。

ヘ. 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

ト. 銀行の子法人等 (連結子法人等を除く。) および関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引 (銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。) に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

チ. 証券化取引に関する会計方針

(会計方針)

証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

(資産売却の認識)

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

リ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、R&I社、JCR社、Moody's社、S&P社の4社の格付機関を採用しており、エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

連結子会社につきましては、該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項 (第10条第3項第8号、第12条第3項第9号)

イ. リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員 (パートタイム、派遣社員等を含む) の活動、もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行ではオペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスク、⑤有形資産リスク、⑥人的リスクとして捉え、リスク統括部を統括部署とした上で、リスクごとに所管部を設置し各種リスクを専門的な立場から管理しております。

なお、①～⑥以外のリスクが発生した場合については、リスクの内容を考慮し、リスク統括部および関係部が協議の上、担当部を定めることとしております。

具体的には、「コンプライアンス委員会 (四半期毎)」、「CS推進委員会 (四半期毎)」、「事務リスク部会 (毎月)」等でリスク情報を収集・分析し、再発防止策等の検証を行っております。

連結子会社においては、重大な事務事故や不祥事件の発生およびその他、当行を含む連結子会社各社の営業等に影響をおよぼす重要事項等については、速やかに連結子会社統括部署へ報告し、事故・事件等への対応やその再発防止策について協議・実施することとしております。また、連結子会社のコンプライアンス管理状況については、当行のリスク統括部コンプライアンス室が四半期ごとにコンプライアンス勉強会やコンプライアンス・チェック等の実施内容を検証することで遵守状況を管理しております。

当行の事務代行を行っている連結子会社については、事務事故等の会議 (毎月開催) を当行と関連会社で行い再発防止策の検証を行っております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しております。

●銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要 (第10条第3項第9号、第12条第3項第10号)

当行では、「市場取引において資産・負債の健全かつ効率的な運用・調達の図り、市場リスクを当行として許容できる範囲内に管理しながら、安定的な収益確保を目指すことを目的とする」という市場関連リスク管理方針に則り、株式等のリスクを管理しております。

投資金額については、経済環境から先行きの金利や株式相場の見通しに基づく、期待収益と他商品 (債券・投信等) のリスク・リターンを考慮した市場部門全体における分散投資の観点と銀行全体の資金動向を検討し、投資限度額を常務会にて決定し、取締役会へ報告しております。

株式は時価のあるものについては、時価評価額をモニタリングし、純投資株式については1銘柄の投資限度額、ロスカット基準を設け、過度なリスクを取らないようにしております。

政策投資株式については、ロスカットルールは設けておりませんが、時価評価により会計原則に則り決算時に適正に減損処理を実施しております。

子会社・子法人等株式の評価につきましては、移動平均法による原価法、時価のあるものにつきましては決算日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものにつきましては、移動平均法による原価法または償却原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

また、子会社、子法人等が新たに株式を取得または処分する際には当行に対し事前承認・調整することとしており、その評価につきましても上記の当行方針および手続に準じたリスク管理方法となっており、当行グループ全体の適正なリスク管理に努めております。

株式等について、会計方針を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項（第10条第3項第10号、第12条第3項第11号）

イ. リスク管理の方針および手続きの概要

当行は、資産・負債の健全かつ効率的な運用・調達を図り、市場リスクを当行として許容される範囲内に管理しながら、安定的な収益確保を目指すことを基本方針としております。

具体的には、銀行全体の収益機会を捉えるため、能動的に一定のリスク・テイクを行っておりますが、市場部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力を勘案し、市場関連リスクについて限度枠等の設定を行い金利リスクのコントロールを行っております。また、過大なリスク・テイクを防止するため、市場関連リスク管理部門による相互牽制機能の向上に努めております。

（手続きの概要）

市場リスクを適切にコントロールするため、銀行勘定における金利リスクについて、半期ごとに取締役会で決定した資本配賦額をリスクリミットとして管理を行っております。

また、円貨の要求払預金（当座預金、普通預金、決済用預金等）の約50%をコア預金として捉え期間2.5年の調達としてリスク量を計測しております。

なお、連結子会社については、連結子会社と当行単体の資産ないしは負債ないしはオフバランスの残高を比較し、連結子会社の当該計数の合算値が当行単体の5%以下となることから、影響は軽微であるため金利リスクの計量化は行っておりません。

上記から、金利リスクに関する事項については当行単体の管理方法および金利リスクによる経済価値の増減額となります。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在当行では市場取引における金利リスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）、bpV（ベース・ポイント・バリュー）法などを用いて銀行全体の金利リスク量を管理しております。

特にVaRについては、半期ごとに自己資本や市場動向などを勘案して取締役会で決定した資本配賦額と対比し、その使用状況についてモニタリングを実施しALM委員会等で報告しております。

また、アウトライヤー規制への対応として、銀行全体の金利リスク量（保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の99パーセンタイル値による金利ショック）が自己資本の20%を超過していないかについても月次でモニタリングを実施しております。

資料編 (自己資本の充実の状況等)

資料編 (自己資本の充実の状況等)

- その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（第12条第4項第1号）
その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社はありません。
- 自己資本の充実度に関する事項（第12条第4項第2号）
 イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳
 所要自己資本の額（連結）

(単位：百万円)

項 目	平成27年3月31日	平成28年3月31日
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	151	219
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	15	11
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公営企業等金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	246	207
10. 地方三公社向け	1	9
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	740	685
12. 法人等向け	13,245	13,422
13. 中小企業等向け及び個人向け	9,895	10,821
14. 抵当権付住宅ローン	2,722	2,898
15. 不動産取得等事業向け	11,039	12,699
16. 三ヵ月以上延滞等	274	327
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	130	121
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	631	425
21. 上記以外	2,089	2,499
22. 証券化（オリジネーターの場合）	3,029	340
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	2	1
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	271	227
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	90	90
オン・バランス合計	44,399	44,827
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	1	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	88	73
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	4	10
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 （うち借入金の保証） （うち有価証券の保証） （うち手形引受） （うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約） （うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	141	125
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後） 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前） 控除額 (△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	3	1
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	182	185
12. 派生商品取引 （1）外為関連取引 （2）金利関連取引 （3）金関連取引 （4）株式関連取引 （5）貴金属（金を除く）関連取引 （6）その他のコモディティ関連取引 （7）クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク） 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	1	2
13. 長期決済期間取引	—	—
14. 未決済取引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
オフ・バランス合計	422	398
CVAリスク相当額	2	3
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0
信用リスクに対する所要自己資本の額	44,824	45,228
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,690	2,812
信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本の額	47,515	48,041

(注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。
 2. 信用リスクに対する所要自己資本の額における、リスク・ウェイト区分の判定には内部管理との整合性を考慮し、エクスポージャーの種類に関わらず以下の適格格付機関が付与した格付を共通して使用しております。
 株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）
 3. 信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。
 4. 複数の資産を裏付とする資産（いわゆる、ファンド等）のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資産ごとに記載しております。
 5. ローン・ハーゲン・ベンチマーク取引において参加利益を購入する等複数の関係者のリスクを積み上げて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーは、原債務者の項目に合計して記載しております。
 6. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。
 7. CVAリスク相当額は簡便的手法によって算出しております。

●信用リスクに関する次に掲げる事項 (連結) (第12条第4項第3号)

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ハ. 三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	平成27年3月31日				
	信用リスクエクスポージャー期末残高			債券	デリバティブ取引
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引			
製造業	55,447	52,619	167	—	293
農業、林業	3,965	3,857	—	—	69
漁業	867	852	—	—	2
鉱業、採石業、砂利採取業	2,988	2,564	19	—	—
建設業	70,104	65,093	0	—	283
電気・ガス・熱供給・水道業	9,229	6,318	—	—	—
情報通信業	9,356	7,926	13	—	1
運輸業、郵便業	69,864	22,235	45,376	—	11
卸売業、小売業	110,352	105,389	39	—	209
金融業、保険業	352,571	159,880	181,784	55	0
不動産業	332,488	320,950	2,118	—	2,157
その他のサービス	218,097	191,234	1,762	—	360
国、地方公共団体	554,862	120,616	319,104	37	—
個人	436,312	431,175	—	—	3,783
その他	60,075	—	—	—	5
合計	2,286,582	1,490,714	550,386	93	7,179
国内計	2,192,718	1,470,611	477,771	93	7,179
国外計	93,864	20,102	72,615	—	—
合計	2,286,582	1,490,714	550,386	93	7,179
1年以下	437,190	301,532	124,394	93	3,931
1年超3年以下	271,088	87,392	173,848	—	734
3年超5年以下	273,665	100,685	157,392	—	140
5年超7年以下	130,052	67,150	59,527	—	114
7年超10年以下	145,437	120,127	22,557	—	217
10年超	834,195	812,413	12,070	—	1,780
期間の定めのないもの	194,953	1,412	595	—	261
合計	2,286,582	1,490,714	550,386	93	7,179

(単位:百万円)

	平成28年3月31日				
	信用リスクエクスポージャー期末残高			債券	デリバティブ取引
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引			
製造業	49,419	46,573	167	—	63
農業、林業	4,314	4,129	—	—	51
漁業	677	657	—	—	1
鉱業、採石業、砂利採取業	5,647	5,213	19	—	—
建設業	67,226	61,412	0	—	216
電気・ガス・熱供給・水道業	8,997	6,083	—	—	—
情報通信業	8,902	7,536	13	—	0
運輸業、郵便業	52,428	23,692	25,584	—	28
卸売業、小売業	104,106	98,739	45	—	224
金融業、保険業	303,922	133,345	157,964	37	0
不動産業	368,106	357,602	2,117	—	2,416
その他のサービス	228,788	197,191	1,097	—	527
国、地方公共団体	563,338	122,659	251,408	31	—
個人	496,415	476,281	—	—	4,378
その他	65,763	0	—	—	7
合計	2,328,054	1,541,118	438,419	69	7,916
国内計	2,237,892	1,520,870	371,360	69	7,916
国外計	90,162	20,248	67,058	—	—
合計	2,328,054	1,541,118	438,419	69	7,916
1年以下	436,325	309,784	112,519	69	3,577
1年超3年以下	271,697	96,568	159,648	—	750
3年超5年以下	164,326	70,736	74,848	—	156
5年超7年以下	118,582	68,362	45,029	—	175
7年超10年以下	157,793	124,785	23,429	—	304
10年超	897,824	869,678	22,346	—	2,600
期間の定めのないもの	281,505	1,203	598	—	351
合計	2,328,054	1,541,118	438,419	69	7,916

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除いております。
 2. 「三ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三ヶ月以上延滞しているエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。
 3. ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わずその他に記載しております。

資料編 (自己資本の充実の状況等)

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金定の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成26年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	2,221	2,304	2,358	2,166
個別貸倒引当金	5,671	2,810	1,557	6,925
特定海外債権引当金	—	—	—	—
合計	7,892	5,114	3,915	9,091

(単位：百万円)

	平成27年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	2,166	3,360	2,166	3,360
個別貸倒引当金	6,925	2,525	1,699	7,750
特定海外債権引当金	—	—	—	—
合計	9,091	5,885	3,866	11,111

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位：百万円)

	平成26年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
製造業	231	76	18	289
農業、林業	6	1	1	6
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	4	—	7
建設業	351	235	39	546
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	112	0	99	13
運輸業、郵便業	5	—	5	—
卸売業、小売業	511	54	30	535
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	536	120	214	443
その他のサービス	2,071	1,270	232	3,109
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	1,750	846	914	1,682
その他	89	200	—	290
合計	5,671	2,810	1,557	6,925
国内計	5,671	2,810	1,557	6,925
国外計	—	—	—	—

(単位：百万円)

	平成27年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
製造業	289	19	142	166
農業、林業	6	1	5	2
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	—	7	—
建設業	546	69	35	580
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	13	2	3	12
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	535	67	120	482
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	443	82	174	350
その他のサービス	3,109	769	342	3,537
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	1,682	1,114	868	1,928
その他	290	398	0	688
合計	6,925	2,525	1,699	7,750
国内計	6,925	2,525	1,699	7,750
国外計	—	—	—	—

ホ、貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
製造業	838	638
農業、林業	180	127
漁業	2	2
鉱業、採石業、砂利採取業	99	92
建設業	839	758
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	190	219
運輸業、郵便業	23	23
卸売業、小売業	321	196
金融業、保険業	—	—
不動産業	1,199	607
その他のサービス	1,224	1,257
国、地方公共団体	—	—
個人	938	962
その他	—	—
合計	5,858	4,885
国内計	5,858	4,885
国外計	—	—

(注) 貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成27年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	647,081	647,081
2%	—	—	1	1
4%	—	—	—	—
10%	—	—	91,718	91,718
20%	14,779	14,779	131,345	131,166
35%	—	—	194,471	194,471
50%	43,401	43,401	9,581	8,652
70%	1,894	1,800	—	—
75%	—	—	330,072	329,449
100%	2,862	2,851	659,666	655,248
150%	203	193	4,468	3,980
250%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	63,141	63,026	2,068,405	2,061,770

(単位：百万円)

	平成28年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	656,216	656,216
2%	—	—	54	54
4%	—	—	—	—
10%	—	—	81,592	81,592
20%	14,240	14,240	120,959	120,892
35%	—	—	207,009	207,009
50%	29,637	29,637	9,955	9,021
70%	—	—	—	—
75%	—	—	361,500	360,985
100%	2,816	2,759	718,150	713,241
150%	104	92	5,208	4,739
250%	—	—	37	37
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	46,798	46,730	2,160,684	2,153,792

(注) 1. 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。
 2. ファンドにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

資料編 (自己資本の充実の状況等)

●信用リスク削減手法に関する事項 (連結) (第12条第4項第4号)
イ・ロ、信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成27年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	33,131
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保 計	—	33,131
適格保証	1,216	109,506
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	1,216	109,506
上記 計	1,216	142,638

(単位:百万円)

	平成28年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	21,789
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保 計	—	21,789
適格保証	5,921	79,120
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	5,921	79,120
上記 計	5,921	100,910

(注)「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

●銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項 (連結) (第12条第4項第8号)

- イ、連結貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成27年3月31日	
	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	6,651	
上場に該当しない出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	2,997	
合計	9,648	

(単位:百万円)

	平成28年3月31日	
	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	6,248	
上場に該当しない出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	2,753	
合計	9,001	

子会社・関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
子会社・子法人等	—	—
関連法人等	—	—
合計	—	—

- ロ、出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額
銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
売却損益額	229	△99
償却額	7	10

- ハ、連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	1,669	1,236

- 二、連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

●自己資本の充実に関する事項 (第10条第4項第1号)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳
所要自己資本の額 (単体)

(単位: 百万円)

項 目	平成27年3月31日	平成28年3月31日
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	151	219
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	15	11
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公営企業等金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	246	207
10. 地方三公社向け	1	9
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	738	682
12. 法人等向け	12,952	13,347
13. 中小企業等向け及び個人向け	9,435	9,930
14. 抵当権付住宅ローン	2,722	2,898
15. 不動産取得等事業向け	11,039	12,699
16. 三ヶ月以上延滞等	262	292
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	130	121
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	682	474
21. 上記以外	2,091	2,347
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	3,029	340
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	2	1
24. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	303	252
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	90	90
オン・バランス合計	43,718	43,745
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	1	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	88	80
5. N I F 又は R U F	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	4	10
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) 139 (うち有価証券の保証) 139 (うち手形引受) — (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) — (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供) —	139	124
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後) — 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前) — 控除額 (△) —	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	3	1
11. 有価証券の買付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	182	185
12. 派生商品取引 (1) 外為関連取引 1 (2) 金利関連取引 1 (3) 金関連取引 — (4) 株式関連取引 — (5) 貴金属 (金を除く) 関連取引 — (6) その他のコモディティ関連取引 — (7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク) — 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△) —	1	2
13. 長期決済期間取引	—	—
14. 未決済取引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
オフ・バランス合計	421	403
CVAリスク相当額	2	3
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0
信用リスクに対する所要自己資本の額	44,142	44,152
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,541	2,590
信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本の額	46,684	46,743

- (注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。
2. 信用リスクに対する所要自己資本の額における、リスク・ウェイト区分の判定には内部管理との整合性を考慮し、エクスポージャーの種類に関わらず以下の適格格付機関が付与した格付を共通して使用しております。
株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)
3. 信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。
4. 複数の資産を裏付とする資産 (いわゆる、ファンド等) のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資産ごとに記載しております。
5. ローンパーティーシペーション取引において参加利益を購入する等複数の関係者のリスクを積み上げて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーは、原債務者の項目に合計して記載しております。
6. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。
7. CVAリスク相当額は簡便的手法によって算出しております。

資料編 (自己資本の充実の状況等)

●信用リスクに関する次に掲げる事項 (単体) (第10条第4項第2号)

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ハ. 三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高および区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	平成27年3月31日				
	信用リスクエクスポージャー期末残高			債券	デリバティブ取引
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引			
製造業	53,395	52,619	—	—	293
農業、林業	3,857	3,857	—	—	69
漁業	852	852	—	—	2
鉱業、採石業、砂利採取業	2,586	2,564	—	—	—
建設業	65,093	65,093	—	—	266
電気・ガス・熱供給・水道業	9,202	6,318	—	—	—
情報通信業	8,131	7,926	—	—	1
運輸業、郵便業	67,964	22,235	45,361	—	1
卸売業、小売業	105,524	105,389	—	—	207
金融業、保険業	355,846	141,022	181,590	55	0
不動産業	331,114	320,941	2,003	—	2,057
その他のサービス	214,408	202,230	1,731	—	327
国、地方公共団体	554,389	120,616	319,104	37	—
個人	429,751	429,751	—	—	1,995
その他	59,201	0	—	—	5
合計	2,261,320	1,481,419	549,790	93	5,228
国内計	2,167,456	1,461,316	477,175	93	5,228
国外計	93,864	20,102	72,615	—	—
合計	2,261,320	1,481,419	549,790	93	5,228
1年以下	435,862	288,435	124,394	93	2,258
1年超3年以下	263,591	89,742	173,848	—	731
3年超5年以下	261,129	103,737	157,392	—	139
5年超7年以下	126,866	67,148	59,527	—	114
7年超10年以下	144,580	119,893	22,557	—	198
10年超	834,158	812,413	12,070	—	1,780
期間の定めのないもの	195,132	48	0	—	5
合計	2,261,320	1,481,419	549,790	93	5,228

(単位: 百万円)

	平成28年3月31日				
	信用リスクエクスポージャー期末残高			債券	デリバティブ取引
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引			
製造業	47,467	46,572	—	—	63
農業、林業	4,129	4,129	—	—	38
漁業	657	657	—	—	1
鉱業、採石業、砂利採取業	5,235	5,213	—	—	—
建設業	61,412	61,412	—	—	189
電気・ガス・熱供給・水道業	8,967	6,083	—	—	—
情報通信業	7,704	7,536	—	—	0
運輸業、郵便業	49,641	23,692	25,569	—	19
卸売業、小売業	98,867	98,738	—	—	204
金融業、保険業	314,696	131,448	157,774	37	0
不動産業	366,821	357,595	2,002	—	2,312
その他のサービス	224,235	208,192	1,065	—	506
国、地方公共団体	562,883	122,659	251,408	31	—
個人	474,555	474,555	—	—	2,026
その他	62,295	0	—	—	7
合計	2,289,572	1,548,488	437,821	69	5,369
国内計	2,199,409	1,528,239	370,762	69	5,369
国外計	90,162	20,248	67,058	—	—
合計	2,289,572	1,548,488	437,821	69	5,369
1年以下	437,148	309,072	112,519	69	1,486
1年超3年以下	263,377	103,729	159,648	—	699
3年超5年以下	147,599	71,697	74,848	—	120
5年超7年以下	113,448	68,267	45,029	—	169
7年超10年以下	158,037	125,987	23,429	—	285
10年超	897,666	869,678	22,346	—	2,600
期間の定めのないもの	272,294	54	0	—	7
合計	2,289,572	1,548,488	437,821	69	5,369

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除いております。
 2. 「三ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三ヶ月以上延滞しているエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。
 3. ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わず他に記載しております。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成26年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	1,650	1,574	1,650	1,574
個別貸倒引当金	4,046	1,703	676	5,073
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	5,697	3,278	2,326	6,648

(単位：百万円)

	平成27年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	1,574	2,362	1,574	2,362
個別貸倒引当金	5,073	1,390	768	5,695
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	6,648	3,752	2,343	8,057

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位：百万円)

	平成26年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
製造業	231	76	18	289
農業、林業	6	1	1	6
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	4	—	7
建設業	351	187	39	499
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	112	0	99	13
運輸業、郵便業	5	—	5	—
卸売業、小売業	509	45	30	523
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	536	55	214	378
その他のサービス	2,069	1,090	232	2,927
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	130	42	33	139
その他	89	199	—	288
合計	4,046	1,703	676	5,073
国内計	4,046	1,703	676	5,073
国外計	—	—	—	—

(単位：百万円)

	平成27年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
製造業	289	19	142	166
農業、林業	6	1	5	2
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	—	7	—
建設業	499	65	32	532
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	13	2	3	12
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	523	63	116	470
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	378	82	159	300
その他のサービス	2,927	747	232	3,442
国、地方公共団体	—	—	—	—
個人	139	8	68	79
その他	288	398	0	687
合計	5,073	1,390	768	5,695
国内計	5,073	1,390	768	5,695
国外計	—	—	—	—

資料編 (自己資本の充実の状況等)

ホ、貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
製造業	838	638
農業、林業	180	127
漁業	2	2
鉱業、採石業、砂利採取業	99	92
建設業	839	758
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	190	219
運輸業、郵便業	23	23
卸売業、小売業	321	196
金融業、保険業	—	—
不動産業	1,199	607
その他のサービス	1,224	1,254
国、地方公共団体	—	—
個人	892	857
その他	—	—
合計	5,811	4,777
国内計	5,811	4,777
国外計	—	—

(注) 貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成27年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	646,604	646,604
2%	—	—	1	1
4%	—	—	—	—
10%	—	—	91,687	91,687
20%	14,779	14,779	131,070	130,887
35%	—	—	194,471	194,471
50%	43,401	43,401	8,513	8,403
70%	1,800	1,800	—	—
75%	—	—	313,543	313,060
100%	2,851	2,851	652,273	648,228
150%	—	—	3,931	3,884
250%	—	—	1,150	1,150
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	62,832	62,832	2,043,248	2,038,378

(単位：百万円)

	平成28年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	—	—	655,705	655,705
2%	—	—	54	54
4%	—	—	—	—
10%	—	—	81,591	81,591
20%	14,240	14,240	120,532	120,466
35%	—	—	207,009	207,009
50%	29,637	29,637	8,663	8,655
70%	—	—	—	—
75%	—	—	329,383	328,990
100%	2,759	2,759	713,650	709,076
150%	—	—	4,413	4,362
250%	—	—	935	935
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	46,637	46,637	2,121,940	2,116,848

(注) 1. 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。
2. ファンドにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

●信用リスク削減手法に関する事項（単体）（第10条第4項第3号）
イ・ロ、信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成27年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	33,131
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保 計	—	33,131
適格保証	1,216	109,506
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	1,216	109,506
上記 計	1,216	142,638

(単位：百万円)

	平成28年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	—	21,789
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保 計	—	21,789
適格保証	5,921	79,120
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	5,921	79,120
上記 計	5,921	100,910

(注) 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびツプリン準拠による格付のみ場合は「格付なし」欄に記載しております。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第10条第4項第4号、第12条第4項第5号）

イ、与信相当額の算出に用いる方式
スワップ、為替予約その他の派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出してあります。

ロ、グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	48	—

ハ、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引区分ごとの与信相当額を含む。）

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
派生商品取引	93	69
外国為替関連取引及び金関連取引	93	69
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
合計	93	69

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ、ロのグロス再構築コスト額およびグロスのアドオン額の合計額とハの与信相当額は一致しております。

ホ、担保の種類別の額
該当ありません。

ヘ、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
派生商品取引	93	69
外国為替関連取引及び金関連取引	93	69
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
合計	93	69

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト、与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

チ、信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項
（第10条第4項第5号、第12条第4項第6号）

イ、銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
(1) 資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位：百万円)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
住宅ローン債権	20,459	11,733
合計	20,459	11,733

(2) 原資産を構成する三ヵ月以上延滞エクスポージャー等の額

(単位：百万円)

	平成27年3月31日（平成26年度）	当期損失
三ヵ月以上延滞エクスポージャー	—	—
住宅ローン債権	134	—
合計	134	—

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額

(単位：百万円)

	平成28年3月31日（平成27年度）	当期損失
三ヵ月以上延滞エクスポージャー	—	—
住宅ローン債権	85	—
合計	85	—

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額
該当ありません。

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
住宅ローン債権	17,839	12,097
合計	17,839	12,097

(注) オフ・バランス取引はありません。

資料編 (自己資本の充実の状況等／役員報酬等に関する開示事項)

(7) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成27年3月31日	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	6,323	50
50%	4,700	94
100%	—	—
1250%	5,770	2,885
その他	1,044	1,044
合計	17,839	4,074

(単位：百万円)

	平成28年3月31日	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	6,410	51
50%	4,700	94
100%	—	—
1250%	389	194
その他	597	597
合計	12,097	937

(注) 1. 「その他」については、税効果勘案後の額をコア資本にかかる調整項目の「証券化に伴い増加した自己資本に相当する額」に計上していることから、リスク・アセットの計算には含めておりません。
2. オフ・バランス取引はありません。

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

(単位：百万円)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	住宅ローン債権	681
合計	681	404

(9) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	住宅ローン債権	5,770
合計	5,770	389

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャー
該当ありません。

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	リース債権	—
事業者向け貸出	—	—
商業用不動産	—	—
社債	—	—
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン債権	304	237
合計	304	237

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成27年3月31日	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	304	2
50%	—	—
100%	—	—
1250%	—	—
合計	304	2

(単位：百万円)

	平成28年3月31日	
	残高	所要自己資本
0%	—	—
20%	237	1
50%	—	—
100%	—	—
1250%	—	—
合計	237	1

(3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

連結子会社につきましては、該当ありません。